

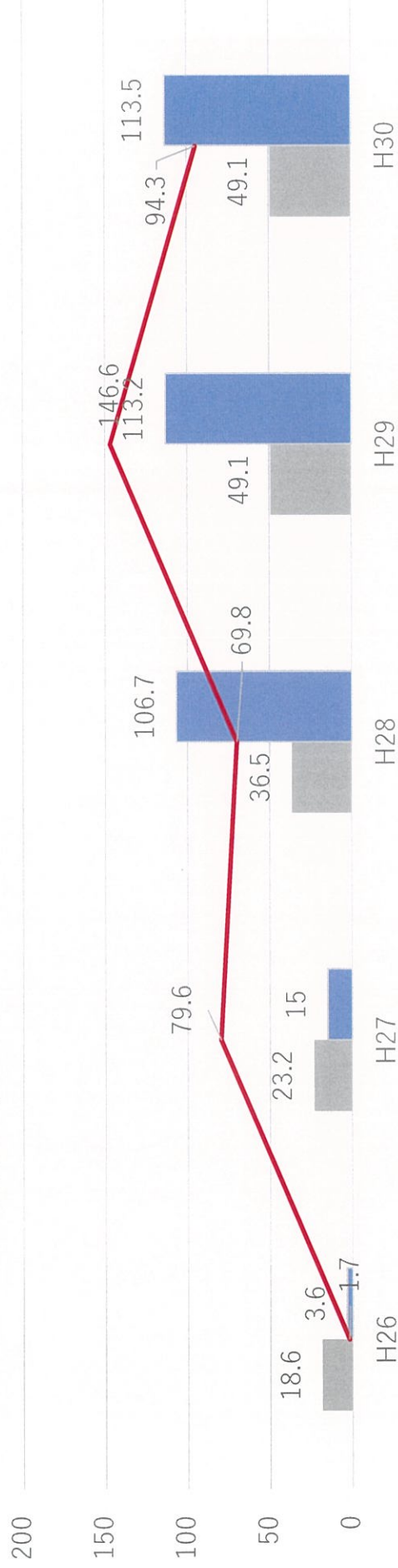
「いじめ」の現状と取組について

2020年1月16日(木)
豊見城市学校教育課

「いじめ」認知件数の推移(小学校)

○ 内は1000人あたりの件数	H26	H27	H28	H29	H30
全国	122734 (18.6)	151692 (23.2)	237256 (36.5)	317121 (49.1)	425844 (49.1)
沖縄県	356 (3.6)	1491 (15)	10634 (106.7)	11385 (113.2)	11499 (113.5)
豊見城市	8 (1.7)	384 (79.6)	341 (69.8)	738 (146.6)	483 (94.3)

1000人あたりのいじめ認知件数 (小学校)

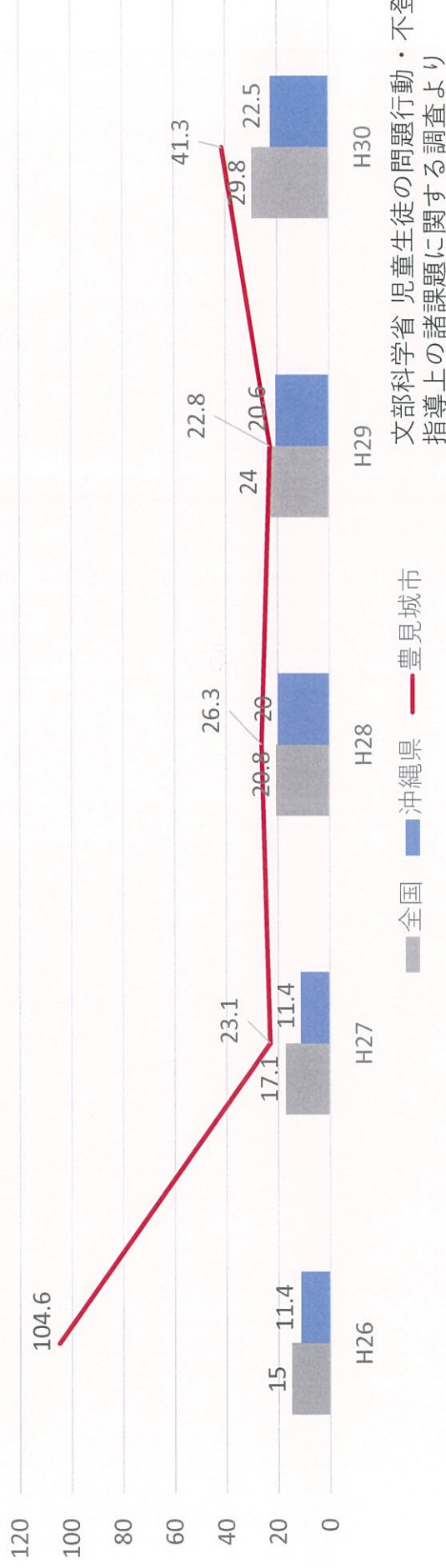


文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

「いじめ」認知件数の推移(中学校)

○ 内は1000人あたりの件数	H26	H27	H28	H29	H30
全国	52971 (15.0)	59502 (17.1)	71309 (20.8)	80424 (24.0)	97704 (29.8)
沖縄県	579 (11.4)	576 (11.4)	994 (20.0)	1005 (20.6)	1084 (22.5)
豊見城市	228 (104.6)	51 (23.1)	58 (26.3)	49 (22.8)	90 (41.3)

1000人あたりのいじめ認知件数 (中学校)



文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

「いじめ」の認知件数の概要

- 平成25年「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本方針」が策定され、学校のいじめに対する認識が高まる。
- 平成27年度から認知件数が増加している。
(ささいないじめにも教職員が目を向け、積極的にいじめの認知がされてきた。)
- ◆平成30年度調査では、文部科学省より「いじめの認知」に関する課題が指摘された。
→「いじめ認知」の学校間差がある

いじめ認知の学校間差

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

いじめ「認知力」の学校間格差
(小・中・高・特別支援学校)

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

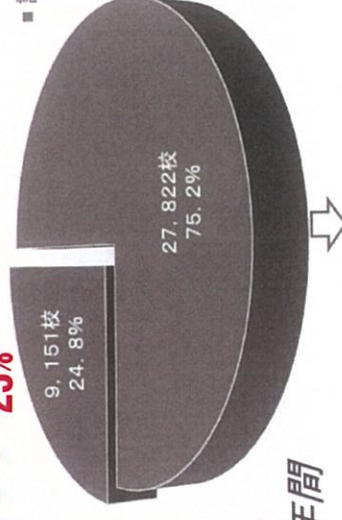
した経験がある・・・9割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013～2015

認知件数
「0」・・・25%

いじめの認知の状況
(国公立)

- 認知した学校
- 認知していない学校



いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

- ・ 6年間で9割(90%)の子どもが「いじめの経験がある」
- ・ 全国では、年間認知件数「0」の学校が25%

いじめ認知の学校間差（H30年度豊見城市）

	実数/児童生徒数	いじめ発生率	発生率差 (MIN~MAX)
小学校	483/5120	9.4%	0.8%~14.6%
中学校	90/2176	4.1%	0.8%~10.2%

※文部科学省調査では、いじめの認知件数=いじめの被害児童生徒数

いじめの認知について

◆平成30年度では、「いじめ認知」件数で学校間差が見られる。

<対応策>

①「いじめの定義」による認知、組織対応の必要性を再確認

→全職員の共通理解（校内研修等での確認）、一人の職員が抱え込まない体制づくり

②校長会・教頭会、生徒指導主任連絡会での周知

市内いじめの解消数(解消率)

○小学校

	H28	H29	H30
認知数	341	738	483
解消数	329	704	379
解消率	96.4%	95.3%	78.4%

○中学校

	H28	H29	H30
認知数	58	49	90
解消数	58	40	71
解消率	100%	81.6%	78.8%

いじめの解消定義

- 平成28年度まで
加害者への指導、加害者から被害者への謝罪等
でいじめ解消と判断
- 平成29年度から
 - ①行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続
 - ②心身の苦痛を感じていないか、面接等で被害者やその保護者へ確認する。

市教育委員会の取組

- ① 豊見城市「いじめアンケート」の実施（年3回）
 - ・ いじめやそれにつながる状況を把握し、いじめの未然防止や早期発見の手立てとする。
 - ・ 市内全児童生徒を対象
- ② 校内いじめ防止委員会の取組状況の把握
 - ・ 各学校のいじめ防止委員会の取組状況について、年4回報告期間を設け、状況を把握し適宜助言。
- ③ 弁護士による「いじめ予防授業」の実施
 - ・ 今年度は全小学校5年生、全中学校1年生が対象（昨年度は、全小学校5,6年生、全中学生対象）

課 題

◆豊見城市いじめ問題対策連絡協議会が設置が必要である。

- ・市はいじめ防止対策推進法第14条により、法の趣旨を踏まえ、「豊見城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。
- ・構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署その他の関係者。

学校の取組

- ① 「校内いじめ防止基本方針」の策定
 - ・ ホームページ等で、保護者や地域への周知
- ② 校内研修の実施
- ③ いじめ未然防止の取組
 - ・ 学校独自のリーフレット作成
 - ・ 児童会、生徒会活動（集団づくり・自主性を高め
る取組）
- ④ 「校内いじめ防止委員会」の充実
 - ・ 組織による認知、対応
 - ・ 学校生活アンケートの実施

例：学校独自のリーフレット



ゆたか小さいじめ防止リーフレット

児童が刃渡りから小学校
いじめ防止委員

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもたちにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害です。私たちが突然とした態度で問題に取り組み、子どもたちの信頼関係を築くこと、そして「いじめ」に苦しみ、心傷を自分のこととして重く受け止めることが大切です。

冷やかしの・からかい

仲間はずれ・無視

ネット上のいじめ

ぶつかる・たたく

いやなことをさせられる

物を隠す・壊す

金品たかり

いじめのほとんどもが、「からかい（いじけ）」悪口」など、ことばによるものです。

いじめについての学校の取り組み

- 1 「ゆたか小学校いじめ防止基本方針」の策定
→ 学校ホームページへ掲載、いじめ防止リーフレットの配布
- 2 校内いじめ防止委員会の設置（毎月定例実施、ケース会議）
委員：校長、教頭、教務、生徒指導、体育相談担当、普通教諭、特別支援コーディネーター、各学年代表（スクールカウンセラー、小中アシスト相談員、登校支援委員、関係機関）
- 3 アンケート・教育相談を実施し、子どもの悩みに寄り添う、
- 4 人権教室、道徳の授業等において人権尊重と人権侵害を解く

保護者のみなさまへ（お願い）

- 1 子供にとっても、家庭は一番の安心安全な居場所。子供の安心感と自信を育む場所です。温かい御まじをたくさん贈ってあげましょう。
- 2 目撃から子供と通じ合う機会をつくり、子供の言動の変化や様子に気を配りましょう。
- 3 学校行事、PTA行事、地域行事等へ積極的に参加し、大人同士のネットワークの中で子供を見守りましょう。

いじめられている子どものサイン

- 地域、食事ができない。
- 以前と遊ぶ友達や場所が変わる。
- 頭痛や腹痛、吐き気を訴えることが多くなる。
- 学校のことや友達のことを話したがらない。
- 電話の起音が嫌しい。
- 持ち物がよくなる、壊れる。
- 学校をいやがったり、登校時に不機嫌を訴えたりする。
- 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする。

いじめられている子どものサイン

- 言葉や行動が乱暴になってくる。
- 友だちへの助言が命令口調になっている。
- 与えられた以上のお金を持っている。
- 買い考えていない物を持っている。

わが手が保護者であつたら

- いじめのサインを察知したら、早急に対応しましょう。
- いじめをばやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめと同じであることを伝えましょう。
 - 今後どういう行動をとればいいのか、親子で話し、学校へも伝えましょう。

**早期発見、早期対応
みんなの力でいじめゼロ**

わが手が親であつたら

- 子供をいじめから、全力で守りましょう
- 暴言を丁寧に聞き、つらい気持ちを聞き止めましょう。
- 子どもの心と体を守ることを第一に考え、力があることのメッセージを伝えましょう。
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などを連絡しましょう。

わが手が親であつたら

- 全力でいじめをやめさせましょう
- いじめは絶対に許されなことを伝えましょう。
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などを連絡しましょう。
- 敵が真剣に訴る姿勢を見せましょう。
- いじめの本質的な原因を捉え、いじめを起さないうための必要な支援を行いましょう。
- 今まで以上に子どもとの関わりをもちましょう。

こんなことがありました。

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげました。

Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところだったので、答えを聞いた途端に泣き出してしまいました。

